

県職交渉（R2確定②）概要

- 1 日時 令和2年11月17日（火）
- 2 場所 自治会館101会議室
- 3 出席者 【当局】行政経営部長，人事課長外
【組合】委員長，副委員長，書記長外
- 4 議題 介護支援部分休暇，不妊治療休暇，獣医師初任給調整手当，時間外勤務

【参考】R2確定交渉② 提案内容

- 令和2年4月の公民較差に基づく給与改定については，人事委員会勧告どおり実施したい。
- 獣医師の初任給調整手当について，令和3年4月から，支給月額の上限を3万円に引き上げるとともに，支給期間を大卒15年までとしたい。
- 令和3年4月から，常勤職員を対象に，要介護者の介護を行う必要がある場合に部分休暇を認めることとし，勤務時間に応じて給与を減額することとしたい。
- 不妊治療と仕事について，令和3年1月から，職員が不妊治療を受ける場合に，1の年において6日までの期間について，有給の特別休暇を措置することとしたい。
- その他の課題等については，前回説明した内容等により，引き続き議論したい。

項目	組合主張	当局回答
介護支援 部分休暇	○介護に係る部分休暇制度について，勤務時間のパターンなどは検討しているのか。 ○フルタイム再任用職員は対象になるのか。	○詳細は検討中だ。 ○対象になると考えているが，詳細は検討中だ。
不妊治療 休暇	○事前の検査は休暇の対象になるのか。 ○6日の根拠はどうか。 ○医師の診断や指示に基づくものは休暇の対象に含まれると考えてよいか。	○はい。 ○導入他県の状況を踏まえたものだ。 ○基本的に医師の指示を受けて行うものは該当と考えているが，詳細は検討中だ。
獣医師 初任給手当	○獣医師初任給調整手当の改正について，支給期間及び上限額の考え方はどうか。 ○支給対象となる職員に丁寧に説明してくれ。	○現在支給している団体の支給期間及び上限額を踏まえて改定するもの。
時間外勤務	○今年の人事委員会報告でも長時間勤務の改善について言及されている。当局としてどうしようと思っているのか。 ○勤務間インターバルなど，職員の健康を守る仕組みを考えてくれ。	○今年はコロナ対応で多くの時間外勤務が続いている職員がおり，大きな課題と考えている。職員の健康の観点から，特定の職員が連続することがないように，考えていきたい。